

無菌調剤室の共同利用に関する手続の概要

提出書類	1	変更届書
	2	無菌調剤室提供薬局と処方箋受付薬局間の無菌調剤室共同利用に係る契約書等の写し
その他		
提出部数	1部	
手数料	なし	
備考	1	変更後、30日以内に提出すること。
	2	<p>契約書等には、少なくとも以下の内容を含むものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針の策定に関すること。 ・薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置に関すること。 ・無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故発生時の報告体制に関すること。
提出及び 問い合わせ先	薬局の所在地を所管する保健所	
	安来市	<p>松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL: 0852-23-1317</p>
	奥出雲町、雲南市、飯南町	<p>雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL: 0854-42-9515</p>
	出雲市	<p>出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL: 0853-21-1185</p>
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	<p>県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL: 0854-84-9806</p>
	江津市、浜田市	<p>浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL: 0855-29-5556</p>
	益田市、津和野町、吉賀町	<p>益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL: 0856-31-9551</p>
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	<p>隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL: 08512-2-9719</p>